

## 東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金交付要綱

8 都市基モ第 37 号

令和 8 年 5 月 14 日

### (通則)

第 1 条 この要綱は、バス路線の減便、休止又は廃止の要因の一つとなっているバス運転士不足を解消し、公共交通としてのバス事業が持続可能なものとなるよう、補助対象事業者がバス運転士の定着支援に関する手当を支給し、かつバス運転士の労働環境の改善等を推進している場合に、その手当の支給に係る経費等の一部を補助するため、東京都バス運転士定着支援特別手当事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 バス運転士等 バス運転士として業務を行う者又は訓練中の者をいう。
- 二 就業規則、給与規程等 従業員の給与等を定める規程をいう。

### (補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第 4 条に規定する補助対象事業者が、バス運転士に対し定着支援に関する手当を支給し、併せてバス運転士の労働環境の改善等に取り組む事業とする。

### (補助対象事業者)

第 4 条 補助対象事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- 一 東京都内（以下「都内」という。）に本社又は営業所を置き、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 4 条の許可を受け、同法第 3 条第 1 号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者のうち、法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「省令」という。）第 3 条の 3 第 1 号に定める路線定期運行を行うバス事業者であること。ただし、高速バス路線（路線定期運行を行うバス路線で、省令第 10 条第 1 項第 1 号ロの運賃を適用する路線のうち、専ら一の市町（特別区を含む。）の区域を越え、かつその長さがおおむね 50 キロメートル以上の路線をいう。）のみの運行を行う事業者、国又は地方公共団体が設置し、かつ、直接運営する事業者は除く。

- 二 バス事業者人材開発支援事業の採択、DX 技術の導入推進によるバス運転士の負担軽減、女性や外国人等の活躍のための環境整備等、バス運転士の労働環境の改善等に現に取り組んでいること、又は当該事業年度内に取り組む具体的な計画を有していること。
- 三 就業規則、給与規程等により、バス運転士へ支給する住宅手当その他これに類する手当が規定され、現に支給されていること、又は社宅その他住居を提供する福利厚生制度が整備されていること。

#### (対象となる社員)

第5条 対象となる社員は、次の各号の全てに該当するバス運転士等とする。なお、対象となる社員の居住地は問わないものとする。

- 一 補助対象事業者から直接雇用を受け、原則として都内の営業所において勤務する社員であること。なお、勤務形態（常勤又は非常勤）は問わないが、補助対象事業者から直接給与を受けていない社員（派遣等）は対象外とする。
- 二 勤務する都内の営業所において、路線定期運行を行うバス路線（高速バス路線は除く。）にバス運転士として従事している、又は将来的に従事する予定で訓練を受けていること。
- 三 同一補助対象事業者における勤続年数が1年目から10年目までであること。
- 四 所定労働時間又は実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。

#### (補助金の交付対象)

第6条 この補助金の交付対象は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- 一 就業規則、給与規程等により、新たに「バス運転士定着支援特別手当」として規定され、バス運転士の居住に関する手当として支給するものであること。
- 二 前条に定める対象となる社員に対して、原則として月ごとに支給するものであること。なお、当該手当の支給に係る補助金は、実績報告に基づき額を確定した後に、都から補助対象事業者へ一括して支給するものとする。
- 三 当該手当の支給額は、対象となる社員一人当たり月額10,000円とすること。

#### (補助対象経費等)

第7条 補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額の算定方法は、別表のとおりとする。

#### (補助金の交付申請)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書

(第1号様式)に関係書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は営業所単位ではなく、法人単位で行うものとする。これは、第12条に規定する変更交付申請及び第13条に規定する実績報告においても同様とする。

#### (補助金の交付決定及び通知)

第9条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、第10条に掲げる条件を付して補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、交付決定通知書(第2号様式)により行う。

#### (補助の条件)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

#### (申請の撤回)

第11条 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

#### (変更交付申請)

第12条 第9条の規定に基づく決定を受けた補助対象事業者が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続は、第8条の規定に準じて、変更承認申請書(第3号様式)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による変更承認申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付決定の内容を変更し、その決定の内容を交付決定額変更通知書(第4号様式)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書(第5号様式)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の実績報告のほか、本事業の効果検証を行うために必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して必要な協力を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に対して、第6号様式により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに第7号様式による請求書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による請求書が提出されたときは、速やかに支払うものとする。

(暴力団の排除)

第16条 次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号及び第4号に規定する者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- 三 法又はこれに基づく命令に違反する事実がある法人

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助対象事業者が補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 本要綱の規定に違反したとき。
- 二 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- 三 交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消し部分について、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対してその返還を求めることができる。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月14日から施行する。
- 2 施行日から令和9年3月31日までの間に、補助対象事業者が第6条第1項に定める就業規則、給与規程等を整備した場合は、令和8年4月1日から就業規則、給与規程等が整備されるまでの期間も補助対象とし、バス運転士定着支援事業特別手当補助金を支給することができる。

別表 補助対象経費等の算定方法（第7条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助金の額の算定方法
<p>本要綱第7条に定めるバス運転士定着支援手当の支給に係る経費（以下「手当支給経費」という。）及びその支給に伴って補助対象事業者に納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分（手当支給経費に15パーセントを乗じた額）</p>	<p>（1）本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円 （2）社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記（1）の合計額に15パーセントを乗じた額</p>	<p>10 / 10</p>	<p>第2欄に定める補助基準額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>